平成２３年（フ）第４号
長野県諏訪郡下諏訪町4897番地４　昭栄マンション201、前住所長野県諏訪郡下諏訪町3220番地
債務者　篠塚　　努
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５３８号
岐阜市則武231番地１　パールハイツ90―101号室
債務者　永井　　豊
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
愛知県西尾市中原町半谷20番地　市営中野郷住宅２－１号室
債務者　赤星千枝子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上6068番地、前住所滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋1314番地
債務者　徳谷富広こと　徳谷　與吉
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第９８５号
兵庫県高砂市高砂町藍屋町1421番地
債務者　小林　佳代
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８１号
兵庫県高砂市今市１丁目５番18―202号、従前の住所兵庫県高砂市伊保２丁目５番18―401号
債務者　西山　直美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８８号
兵庫県姫路市木場前中町73番地３
債務者　仮谷　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１５８号
広島市安佐北区落合南４丁目40番30号
債務者　玉田　光子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８号
広島市安佐南区緑井８丁目30番20号、申立時の住所広島市安佐南区中筋２丁目17番39―３号
債務者　渡邊　義人
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９号
広島市安佐南区緑井８丁目30番20号、申立時の住所広島市安佐南区中筋２丁目17番39―３号
債務者　渡邊　令子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８号
広島市東区二葉の里２丁目１番１―９―407号　ダイアパレス二葉の里
債務者　三ツ木知里
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４号
愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目710番地　一の瀬団地２号室
債務者　頼本　清麗
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第５号
愛媛県宇和島市三浦東2008番地
債務者　松本　弘美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第４号
福岡県直方市大字感田378番地１
債務者　尻無濱貴徳
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第６号
福岡県鞍手郡小竹町大字赤地1264番地の１
債務者　江崎　明美（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８号
福岡県直方市大字感田177番地26
債務者　藤本　昭二
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所直方支部